



2022年5月13日

各 位

会社名 菊水化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 今井田 広幸
(コード番号 7953 東証スタンダード 名証メイン)
問合せ先 取締役 管理本部長 稲葉 信彦
TEL 052-300-2222

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第65期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 株主総会参考資料等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供を規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 剰余金の配当等を取締役会の決議事項とする定めの変更

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、変更案第37条(剰余金の配当等の決定機関)新設するとともに、現行定款第38条(剰余金の配当の基準日)を変更し、内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)及び同第39条(中間配当)を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第14条（条文省略）</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>第16条～第37条（条文省略）</p> <p>< 新 設 ></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第40条（条文省略）</p>	<p>< 削 除 ></p> <p>第7条～第13条（現行どおり）</p> <p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第36条（条文省略） (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>< 削 除 ></p> <p>第39条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

※その他条数と所要の変更を行うものであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日
定款変更の効力発生日	2022年6月29日

以 上